

8 林業の担い手確保

(1) 新たな担い手確保の推進<森林経営課>

林業の就業相談から技術習得までを一貫して支援する「森のジョブステーションぎふ」を中心に、東京や名古屋等で開催された「森林の仕事ガイダンス」等にオンラインで参加するとともに、毎月、定期的に林業就業オンライン相談会を開催するなど、U I Jターン希望者や転職希望者に対して、林業のPRや就業相談を行った。

また、県外から県内に移住し、林業に就業した世帯者2名、単身者14名に対し移住先市町村との連携により移住支援金を給付するとともに、外国人材の活用に向け、日系外国人が林業就業している県外の林業事業体への聴き取り調査と、調査結果について研究会で報告し、外国人材の受入体制の検討を行うなど、新たな担い手確保の促進に努めた。

(2) スマート林業の推進<森林経営課>

林業の低コスト化、省力化及び労働負荷軽減のため、林業事業体等に対し林業機械の購入（4事業体）及びレンタル（7事業体）、並びにICTの導入（6事業体）を支援した。

第3節 生物多様性の保全

1 外来生物の防除

(1) 特定外来生物の防除<環境生活政策課>

県内における発生がまれであり、人に危害を及ぼす特定外来生物等について、県では平成18年に、県内で特定外来生物の生息が確認された場合に、緊急に防除すべき種類を選定し、緊急防除体制（連絡・防除フロー図）を策定した。平成24年度には「岐阜県緊急に防除すべき特定外来生物対応マニュアル」を策定。令和2年11月から、カミツキガメ、アルゼンチンアリ、ハヤトゲフシアリ、ヒアリ類、コカミアリ、ハイイロゴケグモの6種について対応することとした。

また、地域の生態系保全のため、地域住民と一体となって特定外来生物の防除等に取り組む市町村に対し、補助金（生態系保全市町村支援事業）を交付し支援した。

2 希少野生生物の保護

(1) 岐阜県レッドデータブックの改訂と保護区の指定<環境生活政策課>

本県においても、近年、人間の様々な社会活動により、自然環境の悪化が引き起こされ、野生生物の生息・生育環境への影響が懸念されている。そのため、県では、多くの研究者等の協力を得て、県内に生息している9,000種を超す動植物について絶滅の危険性を調査し、平成13年8月に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001—岐阜県レッドデータブック」として取りまとめて公表するとともに、掲載した519種を後世に引き継ぐことを目的に「岐阜県希少な野生生物保護要綱」を制定した。その後、平成22年8月には最新の知見を取り入れた「岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」を、平成26年3月には「岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」を公表した。

平成15年3月に、県民共通の財産である本県内に生息又は生育する希少野生生物を保護し、その絶滅を防止するため「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定した。

その後、平成15年11月に16種（両生類1種、魚類2種、植物13種）の希少野生生物とハリヨの保護区4箇所を指定し、平成17年3月にハリヨの保護区1箇所を追加指定した。令和4年1月にハクバサンショウウオを指定解除し、指定種は15種（魚類2種、植物13種）となった。

表2-3-6 岐阜県レッドデータブックに掲載された野生動植物数

分類群	植物	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	魚類	昆虫類	貝類	合計
絶滅	0	0	0	0	0	4	0	4
野生絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧I類	243	7	5	2	8	28	6	299
絶滅危惧II類	167	6	7	4	5	28	14	231
準絶滅危惧	109	8	21	4	14	77	14	247
情報不足	34	1	8	4	4	33	18	102
合計	553	22	41	14	31	170	52	883

備考) 県環境生活政策課調べ

資料:岐阜県レッドデータブック改訂版

表2-3-7 岐阜県レッドデータブックのカテゴリー定義

絶滅	県内では、すでに絶滅したと考えられる種	過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去50年の間に絶滅したと考えられる種
野生絶滅	県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去50年の間に野生ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧Ⅰ類	県内において、絶滅の危惧に瀕している種	生息・生育数が極めて少なく、または生息・生育環境も極限される種で、近い将来県内での絶滅が危惧される種
絶滅危惧Ⅱ類	県内において、絶滅の危惧が増大している種	生息・生育数がかなり少なく、または生息・生育環境もかなり限られた種で、将来県内での絶滅が危惧される種
準絶滅危惧	県内において、生息・生育を存続する基盤が脆弱な種	生息・生育数が少なく、生息・生育環境も限られた種で、現時点では直ちに絶滅が危惧されるほどではないが、環境の変化によっては個体数のさらなる減少が危惧され、絶滅危惧として上位ランクに移行する要素を有する種
情報不足	県内において、評価するだけの生息・生育情報が不足している種	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る要素を有しているが、生息・生育状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種

備考) 県環境生活政策課調べ

資料: 岐阜県レッドデータブック

(2) 固有種の保全と傷病希少動物の治療等の実施<環境生活政策課>

国の特別天然記念物や岐阜県の県鳥にも指定されているライチョウは、本州中部の高山帯にのみ生息する固有種であるが、近年生息数が減少しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されている。

岐阜県では、県民にライチョウのことを知ってもらうこと、ライチョウが自然の中で安定的に生息していくことを目指して、平成31年3月に「岐阜県ライチョウ保護計画」を策定し、保護に向けた活動を実施している。

また、傷病等により保護された希少野生鳥獣を収容し、民間の専門機関において機能の回復を図り、自然界に放すことによって、希少野生鳥獣の種の保存を図るとともに、平成26年度には野生鳥獣リハビリセンターを開所し、軽度の傷病の治療や後期リハビリを同センターで実施している。

3 農地・里地里山の保全

(1) 豊かな農村環境の維持<農村振興課>

農地や農村環境を守る地域ぐるみでの共同活動を支援した。令和3年度の共同活動対象農地は28,808haとなった。

(2) 遊休農地対策<農村振興課>

遊休農地の増加は、病害虫の温床や有害鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物に被害を及ぼすなど、地域の農業に悪影響を与えている。

このため、県では、中山間地域等直接支払を活用した発生抑制や、関係機関と連携した支援チームによる遊休農地の解消及び、営農再開支援を実施した。

○ 中山間地域等直接支払制度を活用した発生抑制

農業生産条件の不利な中山間地域での営農継続を図るため、令和3年度は9,094haの農地を支援した。

○ 支援チームによる遊休農地の再生支援

県、市町村、農業委員会、担い手農家等で構成される支援チームが、遊休農地の再活動から営農再開までを一貫して支援した。令和3年度は10地区で133名が再活動に参加した。

(3) 環境を重視した里山づくりの推進<森林活用推進課>

清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、県内各地で里山林整備事業を実施するとともに、環境への配慮と森林資源を活用した新たな里山再生手法の構築を目指して整備してきた環境保全モデル林の利活用について情報を周知した。

○ 里山林整備事業

市町村等が県内各地で実施する里山林の整備等を支援した（整備面積：301.2ha、病害虫防除：185m³、施設改修：3箇所）。

○ 環境保全モデル林の利活用情報の周知

各モデル林で実施するイベント等の計画を県HPに掲載し、環境保全モデル林の利活用について県民へ周知した。

4 環境保全林の整備

(1) 間伐等の支援

ア 計画的な間伐の推進<森林経営課>

主に公益的機能が低下し早急に間伐が必要な森林などを含め、6,721haの間伐を実施した。

国の補助制度では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林や渓畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進めている。

イ 針広混交林化に向けた間伐の促進<森林経営課>

人工林の水源かん養機能等の向上を図るため、適切な間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。

令和3年度の環境保全林における間伐実施面積は1,532ha（間伐実施面積6,721haの内数）であった。

ウ 間伐材の利用促進<県産材流通課>

直材や曲がり材など間伐材の品質に応じた加工体制の整備を進めるとともに、住宅、公共施設における県産材製品、木質バイオマスとしての利用を促進した。

エ 緑の募金による県土緑化の推進<森林活用推進課>

緑の募金運動は、「緑の羽根」募金運動として昭和25年に開始された。なお、令和3年の募金額は55,584千円余となっており、一部が各市町村に配分され、森林整備事業及び緑化推進事業に活用された。

オ 森林認証制度の普及<森林活用推進課>

県内の認証森林（SGECほか）は5団体、約23,728ha（1,067haは重複取得）となっている。

カ 魚つき保安林の指定<森林保全課>

水生昆虫類の餌となる落ち葉などの供給や、樹木や下草が地表を覆うことによる水質の濁り防止、さらには、水面へ木陰をつくり、水温の上昇を抑制するなど、魚が生息し易い環境をつくるため、魚つき保安林を指定している。

キ 企業との協働による森林づくりの推進<森林活用推進課>

「岐阜県森林づくり基本計画」に掲げる県民協働による森林づくりプロジェクトのひとつとして、「企業との協働による森林づくりの推進」を位置づけ、平成19年7月から、企業、市町村、地域住民等と県との協働による生きた森林づくりに取組み、令和4年3月末までに26件の協定が締結されている。

また、平成20年7月15日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の事業者による森林整備活動の促進に努めている。

5 野生鳥獣による被害防止

(1) 人と野生生物が共生する地域づくりの推進<環境生活政策課>

ア ツキノワグマによる被害を踏まえたゾーニングの設定

ツキノワグマによる農林業被害や人身被害の軽減を図るため、排除地域、緩衝地帯、クマ生息地という3つの目的別に区画したゾーニングを設定することで、人と野生生物が共生する地域づくりを推進した。

また、ゾーニング設定手順をまとめたガイドラインを作成し、他市町村と共有を図った。

今後、市町村や集落単位でガイドラインを活用し、人と野生生物が共生できる環境整備を住民が主体となった取組が促進するよう普及啓発を図る。

表2-3-8 地域におけるゾーニング区分の考え方

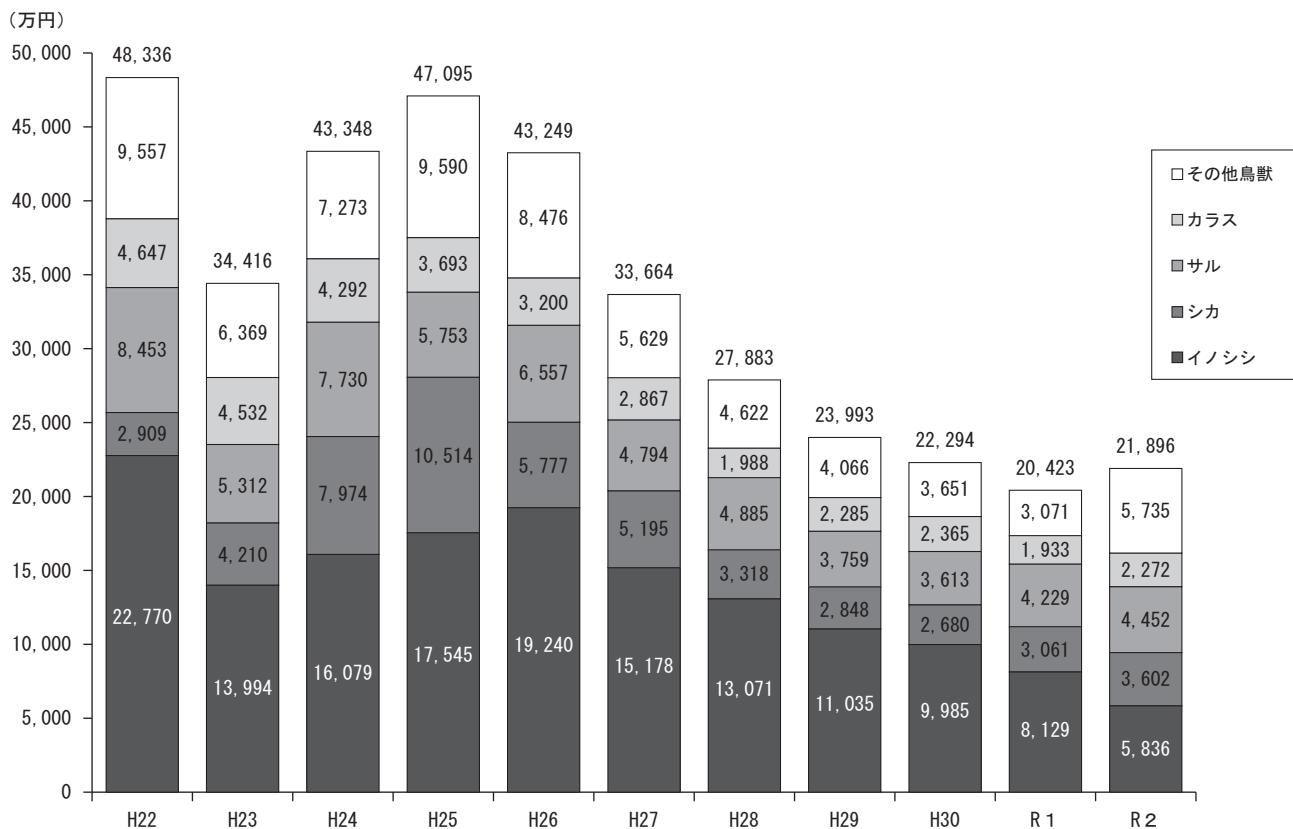
ゾーニング区分	クマの生息 × 認めない	誘引物の除去 などの対策 ◎ 定期的に実施	区分の判断基準	
			土地利用 住宅地、住宅地周辺の農地や建 物 など	住民からみた区分の位置づけ ・常時、多くの人が暮らす場所
排除地域	△ 一時利用※ のみ認める	○ 状況に応じて 実施	山際や、山に近い農地・住宅地 から離れた山林内の建物 など	・排除地域とクマ生息地との境 界付近 ・定期的または時季的に人が利 用する場所
緩衝地帯	○ 認める	× 定期的には 実施しない	住宅地から離れた山林 など	・人の利用頻度は低く、クマの 生息地として認識する場所
クマ生息地				

備考) ※一時利用 移動時の経路や短時間の探餌行動を行うことを示す。

イ 野生鳥獣による農産物被害対策<農村振興課>

野生鳥獣による農作物被害額は、令和2年度に約2億1千9百万円となった。

図2-3-3 野生鳥獣による農作物被害額の推移



備考) 農村振興課調べ

県では平成23年1月に「岐阜県鳥獣被害対策本部」を、また各圏域に地域対策本部を設置し、野生鳥獣による農林水産物の被害や生活環境被害の軽減に向けた対策を進めてきた。

具体的な取組としては、平成27年度から各農林事務所に新たに「鳥獣被害対策専門指導員」を配置し、被害集落への支援体制を強化するとともに、市町村が行う防護柵設置（総延長2,507km）や、地域住民が主体となったわな捕獲を中心とした捕獲体制整備の支援などを実施した。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく取組<環境生活政策課>

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2の規定に基づく、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンカモシカ）第3期を策定し、保護地域は個体数を安定的に維持するとともに、防除対策を実施しても被害が軽減しない地域では、被害を生み出す個体の的確な捕獲を目指すこととした。

ツキノワグマについては、秋季の主要な餌である堅果類の豊凶調査を実施し、その結果とともに、ツキノワグマによる人身被害を防ぐための普及啓発を行った。

ニホンジカ、イノシシについては、平成28年度から、これまでの狩猟期間（11/15～3/15）を更に延長（11/1～3/15）するとともに、ニホンジカについては、狩猟者1人当たりの1日の捕獲頭数の上限を緩和し、捕獲の推進に努めた。

(3) 鳥獣被害対策に関する理解促進<環境生活政策課>

岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センターとともに、野生鳥獣管理に関する講習会等（連続講座、シンポジウム等）を実施し、県民の鳥獣被害対策に関する理解を深めた。

また、平成24年4月に、岐阜県と岐阜大学が協定を結び鳥獣対策に係る調査研究を目的とした寄附研究部門（鳥獣対策研究部門）を岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター内に設置した。

平成24年度から28年度までの第一期は、より効果的な野生動物管理施策の実現に向けた助言と提言を行うシンクタンク機関として野生動物の総合的な調査や研究を行い、第二種特定鳥獣管理計画の作成等の県の施策へ反映した。

第二期である平成29年度から令和3年度は、的確かつ効率的な野生動物の被害・保護管理施策を推進するため

に研究を継続して行うとともに、被害軽減を図るため当該研究成果と被害対策に関する正しい知識や情報を地域へ普及し、地域住民が主体となる体制を作るため、鳥獣対策に取り組む人材の育成を図った。

表2-3-9 野生鳥獣管理に関する講習会等参加者数

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加者数(人)		1,102	810	503

備考) 環境生活政策課調べ

(4) 安全・安心なジビエの推進<農村振興課>

県では、平成25年に獣肉利活用に関する衛生ガイドラインとして「ぎふジビエ衛生ガイドライン」を策定した。

また、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に則して解体処理された獣肉の取扱いを行う事業者の登録制度を創設(H27)し、安全・安心なぎふジビエの提供体制を整備し、ブランド化につなげた。

※ジビエとは、フランス語で、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のこと（農水省HPより）

表2-3-10 ぎふジビエ登録制度による登録事業者の推移

年度末	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
解体処理施設数	11	16	19	26	26	29	27
食べられるお店	36	45	51	65	73	72	74
県内	29	37	42	55	62	66	69
愛知県	6	7	8	8	8	4	3
東京都	1	1	1	2	3	2	2
買えるお店	0	1	1	6	8	12	15
加工品製造所	0	0	1	2	2	2	2
合計	47	62	72	99	109	115	118

備考) 農村振興課調べ

表2-3-11 ぎふジビエの年間取扱量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
解体処理量	4.3t (0.4t)	10.0t (1.8t)	20.1t (5.3t)	18.1t (3.5t)	21.7t (0)	24.5t (0)	29.3t (0.09)
処理頭数	521頭 (43)	1,001頭 (185)	2,387頭 (534)	2,168頭 (353)	2,707頭 (0)	3,060頭 (0)	3,661頭 (9)
捕獲頭数 イノシシ・シカ計	21,767 (9,986)	22,798 (10,416)	30,081 (12,173)	24,777 (10,716)	17,026 (5,875)	27,128 (6,818)	26,151 (6,205)

備考) 1 農村振興課調べ

2 ()内はイノシシ分

(5) 新たな狩猟者の確保と技術の向上及び安全な狩猟の推進<環境生活政策課>

昭和50年代をピークに高齢化・減少を続ける狩猟者を増加させ、鳥獣被害の抑止力たる捕獲の担い手を育成するため、狩猟免許所持者の確保対策を進めている。

平成29年度には、狩猟者に継続して狩猟に携わり捕獲の担い手として定着してもらうため、狩猟の手順を指導者のものと、実地（実際の猟場）で学んでもらう研修会を開催するとともに、平成30年度及び令和元年度には、狩猟に興味のある方、狩猟免許取得を目指す方を対象にバスツアーを開催した。令和2、3年は、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を取りやめた。

狩猟免許試験の土曜日開催（年3回）のほか、免許試験講習会（わな猟・銃猟）をはじめとする各種講習会を開催するとともに、安全な狩猟や有害駆除の実施のため、岐阜県猟友会が狩猟者の技術向上等を目的として実施する事業に補助を行った。

(6) 防護柵の整備及び被害防止捕獲の一体的な推進とカワウ対策の強化<農村振興課>

野生鳥獣による農作物被害の防止を目的に、令和3年度は17市町村で計81kmの防護柵設置を支援した。併せて、各市町村が行う有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲の取組について支援した。

また、カワウによる水産資源の食害及び河川生態系への影響の軽減を目的に、令和3年度は24漁業協同組合及び4地域鳥獣被害防止対策協議会等が行う捕獲等事業を支援した。

併せて、県内の大規模コロニー（営巣地）において、シャープシューティングによる捕獲を行うとともに、県内河川でのカワウの飛来数やコロニー及びねぐらにおける生息羽数、大規模コロニーにおける生息動向調査を実施した。